

⑧企業・従業員による差別事件

大阪府では、同和地区かどうかを区役所へ問い合わせる差別事件の糾弾会が二〇一二年三月二三日、豊中人権まちづくりセンターでひらかれ、問い合わせたA社従業員の営業職Bと上司、部落解放同盟大阪府連合会、豊中支部、蛍池支部関係者らが参加した。事件は、二〇一〇年一〇月一三日、A社の営業職Bが担当する大阪市内の販売店店主のつれあいのCから「売上げが悪く、嫌がらせが多いので店を移転したい。〇〇(移転を考えている場所)が同和地区かわからないか」と電話で相談を受ける。Bは相談に応えたいとの思いで販売店から移転予定のある大阪市内の区役所へ「〇〇が同和地区かどうか教えてほしい」と電話し、出店予定場所が同和地区かどうかを問い合わせた。Bは区役所職員から聞かれると勤務先と名前を答えた。翌日、大阪市から指摘を受け、Bは上司に報告。その後、市から指導を受け事実確認をおこなってきた。事件の発端となった販売店へも大阪市からの指導を求めたが、A社は個人情報等を理由に明らかにせず、経営不振や家族の精神状態が不安定になっていることなどを理由に対応を断り続けている。